

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)の改正(1/2)



平成13年7月1日施行

有害物質として以下の3項目が追加されました。一律排水規準は以下の通りです。

	海域以外の公共用水域	海域
ほう素及びその化合物	10 mg/l	230 mg/l
ふっ素及びその化合物	8 mg/l	15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/l	

* アンモニア性窒素については、有害な硝酸・亜硝酸性窒素へ変化する環境中での挙動を考慮して、係数0.4を乗じるものとする。

改訂暫定排水基準(平成28年7月1日から3年間、平成31年6月30日まで)

■ : 暫定排水基準値を強化して延長。 一律 : 一律排水基準値へ移行。

基準値が改訂後も変更のない業種については、そのままの値を記載。

業種	制限等	日排水量 50m ³	ほう素及びその化合物 (mg/l)		ふっ素及びその化合物 (mg/l)		硝酸性窒素等*1 (mg/l)	
			H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30	H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30	H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30
ほうろう鉄器製造業			50	40	15	12		
うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造するもの*2	以上	50	40	15	12		
	ほうろううわ薬を製造するもの	未満						
	うわ薬かわらの製造に使用するうわ薬を製造するもの*2		140	140				
貴金属製造・再生業	*2		50	40			3000	2900
電気めっき業	*2	以上	40	30	15	15	300	一律
		未満			50	40		
下水道業	温泉排水を利用するもので、一定の条件*3に該当するもの*2		50	50				
	モリブデン化合物又はジルコニウム化合物製造業から排出される水を受け入れているもの						150	130
金属鋳業	*2		100	100				
粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造するもの*2		120	一律				
旅館業(温泉を利用するもの)	自然湧出				50	50		
	自然湧出以外				30	30		
	昭和49年12月1日以後に湧出した温泉*2	以上	500	500	15	15		
化学肥料製造業	*2				10	10		
酸化コバルト製造業							160	160

The Knights of Environmental Science

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)の改正(2/2)



業種	制限等	日排水量 50m ³	ほう素及びその化合物 (mg/l)		ふっ素及びその化合物 (mg/l)		硝酸性窒素等*1 (mg/l)	
			H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30	H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30	H25.7.1~ H28.6.30	H28.7.1~ H31.6.30
畜産農業							700	600
ジルコニウム化合物 製造業							700	700
モリブデン化合物 製造業							1700	1500
バナジウム化合物 製造業							1700	1650

*1 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

*2 海域以外の公共用水域に排水を排出するもの

*3 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i : 当該下水道法に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値 (単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Q_i : 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 1日につき立方メートル)

Q : 当該下水道から排出される排水の通常量 (単位 1日につき立方メートル)

詳しくは、当社 **環境分析部 清水 (圭)、小野 (フリーダイヤル0120-01-2590 内線293、407)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

